

令和7年度ものづくり産業におけるグリーン・デジタル推進事業
(「ジャパンモビリティショー札幌 2026」北海道自動車産業ゾーン運営等事業) 委託業務
仕様書

1 委託する業務名

ものづくり産業におけるグリーン・デジタル推進事業（「ジャパンモビリティショー札幌 2026」北海道自動車産業ゾーン運営等事業）委託業務

2 業務の目的

7回目となる「ジャパンモビリティショー札幌 2026」（令和8年(2026年)1月23日から25日(3日間))の開催に向けて準備が進められているところ。

「ジャパンモビリティショー札幌 2026」は、目標入場者数を8万人としており、多くの来場が期待できる貴重な情報発信の場であることから、「北海道自動車産業ゾーン」を展開し、環境に配慮した次世代自動車関連技術など、新エネルギーの導入促進に資する道内製品及び本道企業の優れた技術やものづくり産業の魅力を、次世代を担う子どもや学生をはじめ道民に広く発信し理解促進を図る。

あわせて、モビリティショーに来場する道内外の自動車メーカー等にも、道内企業の技術力のPRを行い、道内ものづくり企業の自動車関連産業などへの参入促進・取引拡大を図る。

3 委託業務の内容

「ジャパンモビリティショー札幌 2026」において「北海道自動車産業ゾーン」を展開するための企画立案・諸調整・運営管理等を行う。

[出展イベント] ジャパンモビリティショー札幌 2026

[開催日時] 令和8年(2026年)1月23日(金)～25日(日)

[開催場所] 大和ハウスプレミストドーム

(1) 出展仕様詳細

[出展名称] 北海道自動車産業ゾーン

[出展規模] 300～400 m²程度

[出展内容]

「北海道自動車産業ゾーン」内を次の2つの区分に分け出展する。

- ・ イベントゾーン：ステージ等で各種コンテンツを実施
- ・ 展示ゾーン：実物やパネル等を常時設置

① イベントゾーン

[実施回数] 開催期間で10回程度

[実施時間] 概ね1時間程度/回

[実施場所] 北海道自動車産業ゾーン内

※イベント実施に当たっては、上記場所に加え「ジャパンモビリティショー札幌 2026」主催者が設置する全体ステージも活用すること。

[内 容]

ア 学生向けコンテンツ

学生が参加しながら次世代自動車等への理解促進を図る内容とすること。

- ・ 実施時間：各日1回
- ・ 参加対象：高校生、高専生、大学生等

イ 子ども向けものづくり魅力発信

子ども達に対してのものづくり理解促進を図る内容とすること。

- ・実施時間：1時間／回
 - ・実施回数：計3回（24日午前・午後、25日午前）
 - ・参加対象：小学生（10～15名／回）
- ウ 次世代自動車をはじめとするものづくり産業の魅力発信
道民に向けて、次世代自動車をはじめとする自動車産業やものづくり産業の魅力発信を行うイベントとすること。
- ・実施時間：30分～1時間程度／回
 - ・実施回数：計5回程度

② 展示ゾーン

[内 容]

ア 次世代自動車等の展示

次世代自動車やCASE、Maas、新エネルギー等の技術を紹介・発信するため、アイキャッチとなる実物の展示を行う。

- ・展示台数：1台以上

イ 道民に向けた次世代自動車等の魅力、技術に関する情報発信

進歩の著しい次世代自動車等の性能や技術、進化の歴史等の発信を通じて、新エネルギーの導入促進に資する優れた技術や、ものづくり産業への理解促進につながるパネルなどの作成・掲示を行う。

- ・展示パネル数：5枚以上、パネルサイズ：A1

ウ 道内企業技術PR

道内企業の次世代自動車などに関する技術を持つ企業などのパネルを作成し、技術の情報発信を行う。

- ・紹介企業数：8社以上、パネルサイズ：A1

エ 子ども向けのものづくりの魅力発信

ものづくり産業の未来を担う子どもが、ものづくりに対する関心を高め、魅力を実感できるよう、ゾーン全体において表現を工夫し、ゾーン内の各種展示への誘導、楽しく学べる体験イベントなどを開催する。

(3) 広報・PR等

北海道自動車産業ゾーンへの集客目標を2,000名とし、その目標に向けて効果的なPR、当日の集客を行うこと。

① 北海道自動車産業ゾーンのPR

ジャパンモビリティショー札幌事務局による、全体のPRと合わせて、北海道自動車産業ゾーンをPRすること。また、開催期間中、来場者に配布する北海道自動車産業ゾーンを紹介する冊子を作成すること。

[サイズ、ページ数] A4、4～16ページ

[発行部数] 1,500部

[掲載内容] 北海道自動車産業ゾーンでの展示内容を補足的に補う内容

② 来場者(500名)及び出展者に対するアンケート調査の実施、来場者数の計測、取りまとめ

(4) 事業実施報告書の作成及び提出

上記(1)～(3)の業務に関する報告書(アンケートの結果も含む)：紙媒体1部及び電子媒体1部

※提出期限：令和8年(2026年)2月27日(金)

4 契約の方法等

- (1) 契約方法 総合評価一般競争入札
- (2) 委託期間 契約締結日から令和8年（2026年）2月27日（金）まで

5 企画提案及び審査の項目

提案項目及び審査項目	
1 実施体制	①実施体制・役割等
2 実施手法	① 業務処理工程表・経費内訳
3 実施方策	① ジャパンモビリティショー札幌 2026 出展について
4 実績	① 過去の実績
5 追加提案	① 追加提案
6 道施策との適合性（該当がある場合）	① 「北海道働き方改革推進企業認定制度」 ② 「障がい者雇用」 ③ 「パートナーシップ構築宣言」

※記載上の留意事項

- ア 実施体制・役割等は、業務実施上の責任者、人員、担当者の経歴、役割及び組織図などを具体的に記載すること。
- イ 業務処理工程表・経費内訳は、業務を効率的かつ効果的に実施できる内容とすること。
なお、経費内訳は経費区分・内訳項目のみの記載とし、金額は記載しないこと。
- ウ 実施方策については、「3 委託業務の内容」を満たした提案とすること。
- エ 過去の実績は、本業務遂行の参考となる類似事業等の実績を記載すること。
- オ 追加提案は、「2 業務の目的」を達成するため、独自の提案がある場合に記載すること。
- カ 道が実施している「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定を受けている場合は、認定書（写し）を提出すること。
道が実施している「障がい者就労支援企業認証制度」の認証を受けている場合は、認証書（写し）を提出すること。
国が実施している「パートナーシップ構築宣言」を宣言している場合は、宣言書を提出すること。
なお、複数法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）の場合は、各制度・宣言において各構成員の認定書等を提出すること。

6 総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (8) 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事業所あるいは支店等の拠点をもつものであること。また、コンソーシアムで参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所をもつものをその構成員に含むものであること。
- (9) コンソーシアムの構成員が単体の法人としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

7 参加資格申請書等の提出

- (1) 提出書類 参加資格申請書、添付資料
- (2) 様式 参加資格申請書 別添様式による
- (3) 提出部数 参加資格申請書、添付資料とも1部
- (4) 提出期限 令和7年（2025年）6月3日（火）17時（必着）
- (5) 提出場所 10の（4）のとおり
- (6) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留、書留のいずれか）による

8 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類 企画提案書、付属資料
- (2) 様式 企画提案書 別添様式による
- (3) 提出部数 企画提案書、付属資料とも6部
※1部は提案者名を記載したもの。残り5部は提案者名を記載しないもの。
文中にも提案者名を記載しないよう注意すること。
- (4) 提出期限 令和7年（2025年）6月3日（火）17時（必着）
- (5) 提出場所 10の（4）のとおり
- (6) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留、書留のいずれか）による

9 総合評価審査委員会（ヒアリング）の実施

- (1) 参加者として選定した者から、総合評価審査委員会においてヒアリングを実施する。ヒアリングの日時及び場所は、別途通知する。
- (2) 企画提案書提出者数が5者を超える場合には、委員による書類選考を行う場合がある。
- (3) ヒアリングに参加しなかった提案者の提案は無効とする。

10 その他

- (1) 公募手続きにおいて使用する言語、通貨
日本語、日本円
- (2) 無効となる提出書類
企画提案書及び付属資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となる場合がある。

- ・提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。
- ・指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ・虚偽の内容が記載されているもの。

(3) その他

ア 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。

イ 提出された企画提案書等は、総合評価一般競争入札の目的以外には、提出者に無断で使用しないこととする。

なお、特定された者と契約を締結した後は、当該企画提案書等を成果品が納品される日まで閲覧に供する場合がある。

ウ 提出された書類は審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

エ 提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加等は認められない。

オ 全ての提出書類は返却しない。

カ 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。

(4) 問合せ先及び参加資格申請書、企画提案書等の提出先

郵便番号 060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目（北海道庁本庁舎8階）

北海道経済部産業振興局産業振興課ものづくり産業係（担当：永瀬）

電話 011-204-5323

電子メールアドレス keizai.sangyousinkou1@pref.hokkaido.lg.jp

※@の前は数字の「1」です。